

# その仕事、障害者就労施設に頼んでみませんか？



## どんなことを注文できるの・・・？

物 品	役務(サービス)
<input type="checkbox"/> 印刷(名刺・会社の封筒等)	<input type="checkbox"/> 軽作業(封入・発送代行・チラシ折等)
<input type="checkbox"/> 事務用品(コピー用紙・軍手等)	<input type="checkbox"/> 清掃・除草作業・ワックス掛け
<input type="checkbox"/> 消耗品(トイレトーパー・電池・蛍光灯等)	<input type="checkbox"/> 不用品等の回収
<input type="checkbox"/> 食料品(パン・クッキー・ケーキ等)	<input type="checkbox"/> クリーニング
<input type="checkbox"/> 飲料(コーヒー・お茶等)	<input type="checkbox"/> チラシ等の作成
<input type="checkbox"/> 小物雑貨(おもちゃ・記念品・贈答品等)	<input type="checkbox"/> データ入力
<input type="checkbox"/> 生花、プランター、苗 など	<input type="checkbox"/> 会場等の設営 など

## お問い合わせ

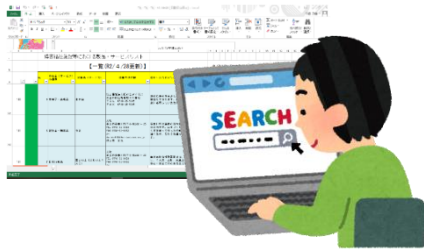
滋賀県庁障害福祉課 社会活動係  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL:077-528-3542 FAX:077-528-4853

## 障害者就労施設とは

障害者就労施設とは、障害のある方の一般就労に向けた訓練や自立した生活の支援を行う場であり、クッキーやマスクなどを作ったり、名刺等の印刷、封入作業、農作業や草刈りなどの作業も行ったりします。障害者就労施設から物品を購入したり、作業を依頼することで、働く障害者の方の収入が増え、自立した生活につながります！

県内には、200を超える障害者就労施設があり、作業の内容もさまざまです。

## どうやって注文するの？



① 県HP掲載の「サービスリスト」等から注文したい物品やサービスと取り扱う施設等を探します。



② 障害者就労施設等に直接注文できます。  
※発注時期や取扱地域によって、対応できない場合があるため御留意ください。



③ 積極的な発注をお願いします！

滋賀県ホームページ「障害者優先調達推進法について」の障害福祉施設等における取扱いリストをご覧ください！

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/16429.html>



## しが障害者施設応援企業認定制度

### 障害者にやさしい事業者として企業イメージのアップに!!

※建設工事の入札参加審査における主観的項目の加点対象となる制度です。

個人事業者または法人が、障害者就労施設が提供する物品やサービスを購入した場合に、その実績額に応じてAからEまでの等級を定め、「しが障害者施設応援企業」として認定します。

#### 《認定要件》

以下の1および2の要件をどちらも満たすとともに、3または4の要件を満たすことが必要です。

1. 従業員が43.5人以上の企業の場合は、障害者雇用促進法の規定を満たしていること。
2. 障害者就労施設等から、物品または役務の調達を行っていること。
3. 障害者就労施設等に対して、障害者が行う生産活動に直接資する材料、物品等を無償で定期的に提供していること(物品または役務の調達に応じた金額に相当する便益があると認められる場合に限る)。

※「しが障害者施設応援企業」の認定を受ける場合は、認定を受けようとする年度の4月～7月末までに、滋賀県庁障害福祉課へ申請してください。申請書の様式等は、滋賀県ホームページをご覧ください。

※建設工事入札参加資格の主観的評価項目の加点については、認定を受けた後、別に申請が必要です。(詳細は土木交通部監理課ホームページ(公共工事入札情報)をご確認ください)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/16413.html>